

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	令和2年2月 日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	令和元年 月 日			保 存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公 開		非公開理由	
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開（ 公開）		四万十市情報公開条例第9条に該当 （ ）	
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	令和元年11月14日（木）		
				会議時間	10時00分～12時00分		
出席委員	委員長 山崎 司			委 員 寺尾 真吾			
	副委員長 大西 友亮						
	委 員 安岡 明						
	委 員 平野 正						
	委 員 西尾 祐佐			欠席委員			
	委 長 廣瀬 正明						
その他	議 長 宮崎 努						
	委員外議員 谷田 道子						
執行部出席者	地震防災課長 岡本 寿明						
	地震防災課長補佐 浜町 一幸						
	地震防災係長 有光 浩						
	収納対策課長 永橋 泰彦						
	文化複合施設整備推進室副参事 山本 聡						
	財政課長 町田 義彦						
事務局	事務局長 阿部 定佳						
	事務局員 上岡 真良那						
記 録							
令和元年9月定例会において、継続調査となった所管事項の調査のため委員会を開催しました。							
その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会。

■最初に所管事項の調査を行った。

●まず、防災行政無線の問題点の解消について執行部より説明を受け調査を行った。

【説明：岡本地震防災課長】

本市の防災行政無線の整備状況は、中村地域ではデジタル方式で平成 25 年度から 3 ヶ年かけて約 12 億円で整備している。設置場所は旧消防サイレン吹鳴設置場所を基準として津波が想定される沿岸部の下田・八束地区の他、人口密集度等も考慮して配置し、屋外拡声子局は 117 局である。その他にも避難所への戸別受信機の設置や、平成 29 年度には難聴対策として地区有線放送との連動を開始し、現在 20 ヶ所で連動している（今年度は要望のあった間崎・カツラ山・大屋敷の 3 地区で新たに整備中）。また、西土佐地域では以前からアナログ方式による防災行政無線が整備されており、IP 告知端末や有線放送と連動して活用している。

防災行政無線の課題については、全国的にも指摘されているが、屋外子局からの発信が中心のシステムのため「暴風雨時や雨戸を締め切った状況の屋内で聞こえない、聞き取りづらい」や、沿岸部等の密に設置される地域において「音が重複・反響するため聞き取りづらい」等の苦情がある。また本市の場合は谷あい在家屋が点在する中山間地域が広いと、費用対効果の面で屋外子局の整備に限界がある。その他にも、平成 30 年 7 月豪雨の際に「屋内では豪雨で聞こえない、分かりにくい」、令和元年 10 月の台風 19 号の際に福島県いわき市において内陸部に整備されていなかった等、防災行政無線については各種報道等でもその課題について指摘されているところである。

そこで、本市の対応策として、一つはスマホアプリの活用を検討している。防災行政無線と同じ内容を文字にしてスマホに通知することで、スマホ所有者に防災行政無線の内容を伝達できると考えている。アプリについては現在検討中だが、費用・使いやすさ等を判断してできるだけダウンロードして頂けるアプリを選定したいと思っており、LINE を活用できないか考えている。市内の IP 告知端末未整備地区にアンケート調査を実施し、一家に一台スマホを所有している世帯へ LINE の使用状況を確認したところ、73 パーセントが利用しているとの回答だったこと（モバイル端末がスマホのみの世帯では 81 パーセントが利用）。またスマホ所有世帯に対して LINE で防災情報が届く場合に利用するか確認したところ、69 パーセントが利用するとの回答だった。このような結果から、ダウンロードについて考えるとアプリの中では LINE が有効ではないかと考えている。（宿毛市は平成 27 年度に防災アプリを整備し 28 年度から運用を開始しているが、現在ダウンロード数が 4,000 強で概ね四分の一という状況とのことだった。）

また、高齢者等を中心としたスマホを所有していない世帯に対しては、防災行政無線戸別受信機の設置を検討している。これは、屋内に設置することで防災行政無線放送を聞けるもので、大雨や台風等の際にははっきりと聞こえるメリットがある。現在のところ、①IP 未整備地区、かつ②防災行政無線が聞こえず、③スマホを持っていない世帯の内、希望する世帯を設置対象世帯として想定しており、事前アンケートから分析した結果、概ね 3 割の世帯が個別受信機の必要な世帯ではないかと想定している。全体で 4,200 台、費用は概算で約 3 億 3,000 万円を見込んでいる。机上計算上、再送信局を最大 11 ヶ所整備すると市内の IP 未整備地区をカバーできる状況で、来年度の予算化へ向けて検討している段階である。（全世界帯に整備することは財政的に困難であるため、スマホ利用者にはスマホによる情報配信を利用して頂きたいと考えている。）

また県の防災アプリについては、現在開発中、運用は来年度当初からと聞いている。内容は気象庁の

気象情報・雨量や水位状況・土砂災害危険度情報・避難勧告の状況等について、一定の条件となった際（時間雨量 80mm、避難判断水位を超過した場合等）に地域を限定して自動配信される仕様になっている。ただし、避難勧告等以外の市からの行政情報配信には対応していないとのことである。

最後に、10月にIP告知端末未整備地区を対象に行ったアンケート調査結果についてであるが、防災行政無線が聞こえるかの問いに対し、「聞こえる」が36パーセント、「聞こえるが内容が分からない」が50パーセントという回答だった。また、スマホで放送内容を確認できる場合利用するかの問いに対しては、「利用する」が58パーセント、「利用しない（スマホを持っていない・防災無線が聞こえる・他の手段で入手する）」が約3割程度という回答だった。戸別受信機の配付を希望するかの問いに対しては、4割が「希望する」という回答だった。また、他県では受信機代を自己負担している自治体もあるが、それについての問いでは「無償希望」が6割という回答だった。また、先程ご説明した通り、スマホ所有者についてはLINEの使用率が高いという状況だった。

【質疑：西尾委員】

戸別受信機の3億3,000万円という費用の内、市の持ち出しはいくらになるのか。また、市として費用負担についてどのように考えているか。それと、四万十市からの情報伝達手段について、新たな手法を含めて色々あるが人手はどの程度かかっているのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

初年度の設置に係る3億3,000万円の内訳については、来年度まで緊急防災減災事業債という起債（充当率100パーセント、交付税措置70パーセント）があるため、実質負担は3割で1億円程度となる。また、個別受信機の費用については、現在のところ県内各市で自己負担しているところがないことや、本市のIP整備の際に自己負担を徴収していないことから無償貸与を考えている。

情報伝達手段に係る必要人数は、防災行政無線やYahoo!防災速報等のIPを使った放送、Lアラートの入力作業については地震防災課で、災害対策本部の市のホームページは企画広報課で担当しているが、特段人手のかかっている状況はない。

【質疑：西尾委員】

情報発信に人手が足りているという状況は分かった。もう一つ、テレビ・ラジオ局への情報伝達はどのようにしているか。例えば、市の避難情報をテレビで把握する人もいると思うが、たまに遅れるのはどういう理由か。

【答弁：岡本地震防災課長】

情報を入力すると県へ届くLアラートというシステムがあり、テレビ局等の報道機関はLアラートから情報を入手している。避難勧告を出す際は、防災行政無線やYahoo!防災速報、Lアラート等同じタイミングで出しているが、制度上Lアラートに入力した情報がテレビで配信されるまでに若干時間がかかっている状況はある。

【質疑：西尾委員】

情報が遅かった、抜けていた等、今までテレビでの情報配信について苦情は無かったか。

【答弁：岡本地震防災課長】

テレビでの情報に対する苦情はない。一番の苦情は防災行政無線が聞こえない等である。特に整備当初は緊急防災情報の発信が主だったが、近年は健診の案内や地区懇談会等、放送する内容や回数も多くなっているため、それに伴い苦情も多くなっている。

【質疑：寺尾委員】

防災無線が聞こえなかった場合に電話で録音を聞き直せる方法について件数を把握しているか。もし把握できていれば何件程度か、もしくは増加傾向等にあるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

件数確認ができない仕様である。

【質疑：寺尾委員】

個人的に電話での聞き返しはとても有効な方法だと思っているが、現在も周知は行っているか。

【答弁：岡本地震防災課長】

防災行政無線の聞き返しができる 34-7800 は、地震防災課が毎月広報に記事を掲載する際、併せて必ず周知している。また、防災学習や防災訓練の際に伝えるようにしているが、なかなか浸透していない状況である。

【質疑：寺尾委員】

「周知しているが周知されていない」という認識を持っているということか。

【答弁：岡本地震防災課長】

今回アンケートを実施し約 2,300 世帯から回答があったが、34-7800 で聞き返しができる事を知っていたかの問いに対して「知っていた」が 7 パーセント、「知らなかった」が 92 パーセント、「未回答」が 1 パーセントという結果であった。市としては毎月広報等で周知しているが、知られていないという状況だと思う。今回アンケートを実施することで、2,300 世帯に対しては改めて気付いていただけたかな、という思いはある。

【質疑：安岡委員】

希望者の調査をいつから行う等、戸別受信機の整備スケジュールは、整備するに当たって地域の優先順位等はあるのか。また、IP 端末未整備地区の内、津波等の危険のある下田・八東地域についてはニーズが高いと思われるが、光回線が整備されて IP 告知端末を設置できる状況になった際に、戸別受信機が配付されていた場合は付けにくくなるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

戸別受信機希望の調査は来年度当初から実施したい。メーカーから、今までの整備例では約 7 割の世帯に屋外アンテナ工事を伴う例があり、単純に受信機を配付するだけではないため整備工事には標準的にみて 12 ヶ月ほど要すると聞いている。また、現在のところ地域別優先順位については検討していない。IP との関係は、現在整備している地区以外に新たな整備予定はない。

防災行政無線戸別受信機については、南海トラフ地震や近年の災害激甚化等を考えると早急に整備したいと考えている。西日本豪雨等で起きた川の氾濫による被害は事前にある程度予測できることであるため、情報伝達手段を市内全域にできるだけ早く整備したい。

【質疑：安岡委員】

整備に 12 ヶ月かかるということだが、4,200 世帯の整備に要する期間ということか。

【答弁：岡本地震防災課長】

中継局である再送信局最大 11 基の入札及び現地調査等を含む整備と、4,200 世帯各戸への整備を合わせて標準で 12 ヶ月ということである。

【質疑：宮崎議長】

防災行政無線戸別受信機の対象条件に「防災行政無線が聞こえない」とあるが、逆に聞こえる世帯数は何世帯と考えているのか、どのように把握しているのか。風向きや雨によって聞こえないことを考え

ると0ではないかと思う。また「スマホを持っていない」というのは携帯を持っていないという意味か。

【答弁：岡本地震防災課長】

防災行政無線の聞こえる地域については、アンケート調査の結果「聞こえる」が36パーセントの回答であった。今まで委員会等で6割程度は聞こえているとご説明してきたが、今回のアンケートでは全体の三分の一という状況。また、これは普段聞こえるという意味で、この中には暴風雨時や雨戸を締め切った状態では聞こえないというものも含まれていると思っている。そのため、希望徴取時にはもう少ししっかりと聞き取りを行いたいと考えている。

また「スマホを持っていない」というのは、所有している携帯電話がガラケー、スマホを持っているが高齢のためアプリを操作できない等、アプリを使用することができない方々を想定している。

【質疑：宮崎議長】

なぜ質問したかと言うと、この二つの条件については主観的な判断によるものだからである。例えば、夫婦二人はスマホ所有でLINEも使えるため関係ないが、外出して家に高齢者のみとなった場合、スマホは持っているが電話機能以外使用できないから申請したいね、ということになる。それも受け入れるのか。つまり、主観によって希望を受け入れた場合、想定数を上回るのではないかと考えている。そして、もし想定数を超えて翌年以降順番待ちしている間に被災した場合、市はどのように考えるのか。例えば、地区に優先順位を付けて実施する場合も、もしその間に被災したらどうするのか。やるのであれば一斉整備、やらないのであれば待つ、という方法が良いのではないか。

【答弁：岡本地震防災課長】

今検討している世帯は、高齢者のみでスマホ等の端末を所有していない世帯、日中子供が仕事等で外出しているためスマホ等で情報を得る手段がない世帯を想定している。先ほど議長が言われたように、皆さんに情報伝達することは市の責務であるため、そのようにしていきたいと思っている。

【質疑：宮崎議長】

無償で提供する、情報手段は多重化であるほど安心できるという中で、主観判断によりアンケート結果の想定件数を超えて申請が来た際に、どのように篩いにかけるのか。また、篩いにかけた先に被災した場合の責任をどのように考えるのかについて聞いたかった。だから、やるのであれば全世帯ではないのか。もちろん財政的に厳しいことや、優先順位を付けなければいけないことは理解できる。しかし、誰もが安心のために戸別受信機を整備したいと考えるのではないか。そうなった時の篩いにかける基準と行政としての責任の所在について確認したい。

【答弁：岡本地震防災課長】

基本的にはスマホを全く利用できない方を考えている。想定数を超えた場合は、現在アンケートを一つずつ精査している段階であるが、今後も精査を続け、基本的に情報が届かない世帯が無くなるように考えて行く。

【意見：宮崎議長】

あとはお願いになるが、主観的な判断ではなく、逆に言えば「できたら欲しいね」という世帯を切り捨ててもよいと思う。例えば何歳以上の高齢者夫婦のみの世帯で、半径何メートル以内に親族等が住んでいない等、客観的な条件設定。実際に予算執行する際には、客観的に皆さんが納得できるような仕組み作りをやった方が良いのではないか。その上で余裕があれば増やしていくのは良い。最初から主観的に早い者勝ちで進めて、後から本当に必要な世帯が申請した際に届かない、ということになってはいけない。

【質疑：安岡委員】

先ほど議長も言われたが、優先順位についてはきちんと考えていく必要があると思う。
また無償整備ということだが、有償にして必要な所に早く整備していく方法もあるのではないか。

【答弁：岡本地震防災課長】

防災行政無線を整備した際に今までも聞こえない等の苦情があり、また今回のアンケート調査でも戸別受信機については対応が遅い、無償が当然等のご意見もあった。IP 整備の際に自己負担が無かった点を考えても有償は難しいのではないかと考えている。整備費用については7割の交付税措置のある有利な起債があるため、それを使って無償貸与という形で必要な方々に整備したいという考えである。

【意見：安岡委員】

IP が無償だったのということにはわかった。意見になるが、逆に言えば IP 未整備地区で危険なヶ所はたくさんあると思うので、そこをどうするかについては考える必要があると思う。

【質疑：寺尾委員】

有償で実施しないということだが、お金を払ってでも整備して欲しい人についてもだめなのか。整備にはいくらかかるのか。

【答弁：岡本地震防災課長】

端末は一台税抜きで3万4,000円。7割程度の世帯にはアンテナ工事が必要とのことだが、アンテナ代は6,000円である。今現在は本人に自己負担して頂いて整備することは考えていない。

【質疑：寺尾委員】

「自己負担するから整備して欲しい」ということは考えていないということによいか。それについて検討することはできないか。

【答弁：浜町地震防災課長補佐】

全額自己負担するので整備して欲しいということであれば、それは市が制限するものではない。今現在電波が発信されている状態なので、各自で電気工事を発注して機械を据えたら受信できる状態になる。

【質疑：寺尾委員】

今でもできるということか。

【答弁：浜町地震防災課長補佐】

今でもできるということである。

— 小休中 —

地震防災課から台風19号に伴う四万十市職員派遣について報告があった。

— 正 会 —

●次に、コンビニ収納の導入の進捗状況について、執行部より説明を受け調査を行った。

【説明：永橋収納対策課長】

市税、保育料等のコンビニ収納導入については、本年度の主要事業概要に掲載しているが、内容に変更が生じている。主要事業概要では、対象債権が個人市民税（普通徴収）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税（普通徴収）・介護保険料（普通徴収）・後期高齢者医療保険料（普通徴収）・保育料・保育所主食費とあったが、保育所主食費を保育所給食費に改めるものである。これは、今年10月の保育料無償化により、副食費を含んだ「保育所給食費」として徴収することとなったことに伴う変更である。

また、収納対策課の所管外ではあるが、上下水道課の水道料・下水道使用料・農業集落排水使用料の実施を予定している。

コンビニ収納の導入については、来年4月からの開始を予定している。ただし条件があり、当初納付書、つまり納期内納付のもののみ限定している。よって、来年4月以降に市から発布する当初納付書でのコンビニ収納を可能にしていきたいと考えている。

今年度は準備として、賦課徴収システムの改修（納付書にバーコードをつけるための改修）や、収納代行業者の選定（全国のコンビニ本部を取りまとめ、収納業務を一括代行する既存ネットワークを利用）を行っている。両者とも既に契約締結済みで、今後はシステムで作った実際の納付書が運用に耐えられるか試験運用を行う予定である。これが上手くいけば、来年4月からの運用となる。

その他、コンビニ収納以外の収納手法の拡充として、本年10月から全国的にeTAXを利用した電子納税が開始された。法人住民税ならびに市民税特別徴収分が対象で、本市も予定通り進行している状況である。

【質疑：西尾委員】

コンビニ収納の導入目的は支払いの利便性だと思うが、全国的に見て導入によって収納率向上に繋がった実績等はあるか。

【答弁：永橋収納対策課長】

検討段階で収納率向上について調査したが、県内市町村等に聞き取りしたところ上がってこないということである。全国的に見てよっぽど収納率の低いところは上がるかもしれないが、当市は低いわけではないため、上がってくることは無いと想定している。

ただし督促は減少するのではないかと考えている。例えば、納期限の日に気が付いて慌ててコンビニに行った場合、銀行窓口より営業している時間が長いので間に合った等、督促の発行自体が減少すると考えている。目的はあくまでも市民の利便性向上である。

また、所管課としては今後も口座振替の利用を推進していきたい。

■次に所管事項に係る報告について執行部から報告を受けた。

●まず、四万十市文化複合施設基本設計及び管理運営基本計画について報告を受けた。

【説明：山本文化複合施設整備推進室副参事】

基本設計および管理運営基本計画策定の進捗状況についてご報告させていただく。

基本設計の大ホールの客席数については、市民説明会・市民ワークショップ・整備検討委員会での協議に加え、プロモーターへのヒアリングも実施した。交流スペースや諸室への影響、イニシャル及びランニングコスト、コンサート等のプロ利用や市民利用、ホールの演出空間等を要件として、850席程度と1,000席程度で比較検討を行い、総合的に判断したところ、850席程度の方が本市に似合う施設整備ができるのではないかと判断した。

比較検討の詳細については、「①新施設の延床面積が既存3施設の合計延床面積未満であること（6,400㎡だが、過去に増改築があったようなので若干変更の可能性も想定）」、「②各諸室の想定面積を一定にし、客席数の増減で影響の出る部分（客席、ホワイエ、トイレ等）は単位数量等の条件を一定とすること」の二つの条件を設定して行った。

まず、面積では1,000席程度と850席程度では概ね300㎡の差が生じることが想定され、交流スペースや諸室への影響が出る部分となる。交流ロビー・共用部等については、図面にしてみると850席程度

の方がよりゆったりとした空間で計画できる。イニシャルコストでは、単純に席数増加の部分でしか比較検討できないが約4,000万円の差が想定される。ランニングコストでは、施設の延床面積には変更がないため極端な増減差はないと考えている。コンサート等のプロ利用では、1,000席程度の方が貸館としての可能性が広がると考えられる。しかし、自主事業として一定の文化投資を行うことを想定した場合、いずれの席数についても著名なアーティスト等の上演は実現可能と考えている。また、10月初旬に3社のプロモーターにヒアリングを実施したところ、興行は客席数でチケット代を計算するため1,000席以上等、客席の多い方が魅力的という話を伺った。しかし、新施設になった場合に何回来てくれるか尋ねてみたところ、明言できないような状況（がんばっても年に1回程度かもしれない等）であった。加えて興行実施の経験上、貸館興行だけを当てにして整備するのではなく、自主事業をがんばっている施設には自然に人が集まるようになるとも言われた。次に市民利用では、850席規模の方が小規模利用にも対応しやすい面がある。演出空間では、客席の形態にもよるが850席程度の方が視距離的には良いと思われる（演劇等の演目において最後列のお客さんにも演者の身振り手振りが感じ取れる）。これらについて総合的に判断すると、比較の上では850席程度の方が相対的には優位というまとめとなった。

次に市民説明会・市民ワークショップ・整備検討委員会が出た質問や回答等のまとめであるが、ワークショップで出た大ホールに関する意見は今回比較検討を行うに当たり大いに参考とした。「客席数が多い方が良い」という意見もあったが、「800や850席程度」「現在の文化センター程度が本市の条件に合うのではないか」「客席数の確保より座席の広さやその他の付加価値を高めた方が良い」や、客席の快適性や舞台・音響性能等の設備を重視するご意見、ホールの小規模利用に関するご意見等もあった。

次に近隣施設の状況であるが、各施設にヒアリングを行い事業の実施状況等をメインにまとめたところ、どの施設においても自主事業・貸館事業ともにホールを満席とすることはなかなか難しく、多くて年に数回程度という現状であった。また客席のサイズや舞台の大きさ等についても古い施設については手狭な感じが見受けられた。快適性の向上に当たっては、客席や舞台等に余裕を持たせた設計を検討したいと考えており、客席のサイズをゆったり取った場合は800数十席程度になると想定している。

また、その他諸室等の配置計画（大ホールに付随する楽屋、創造支援諸室、展示室兼会議室等の規模や性能・配置等）については、大ホールの規模との調整の中で設計を進めていくこととしている。

次に管理運営基本計画についてであるが、計画は7つの項目で構成することとしており、現在「施設整備の目的と果たすべき使命」「事業方針」「官民協働運営の可能性」の三章について素案をまとめている状況である。計画策定に伴う市民ワークショップ・整備検討委員会の実施状況は、前のご報告以降9月3日に市民ワークショップを開催し、32名の参加のもと、文化複合施設への市民参加をテーマに意見交換を行った。高校生の参加者から「新施設内では実習で作った食べ物等の販売や職業体験の機会が出来ればよい」という意見、また市民参加の促進方法として「市民ボランティア育成プログラム等の研修機会を設けることが必要ではないか」等の意見をいただいた。ワークショップでの意見等を踏まえ、10月2日の第2回整備検討委員会では官民協働運営の可能性について協議し、市民参加の重要性や位置付け等について確認した。また11月5日には、最終回である第3回市民ワークショップを開催し、26名の参加のもと「新しい施設の使い方を考える」をテーマに、施設の休館日、開館時間、利用申込に関する事等についてグループワークを行い、現施設との比較や様々なご要望等について聞かせていただいたところである。

最後にスケジュールであるが、これまでのご報告から変更はなく、現在のところ予定に沿った形で事業を進めている状況である。

【意見：宮崎議長】

総務委員会では何度も議論されてきたと思うし、この案に対してどうこう言うことはないが、行政主導の役人が作る案としか思わない。今後本市が人口も増えず、廃れていく、夢も希望もない案と言わざるを得ない。三市、もしくは三市を含む六市町村合併となった場合、宿毛・清水と同程度ということは政治家として納得できない。

議員の皆さんに確認したいのだが、「この町は廃れていくだけ、1,000席は必要ない、小さい規模でやって行けばよい」なのか。幡多市として人口6～7万人となり、全市の事業を行うとなった際、いつまでたっても清水・宿毛・中村の三ヶ所に分けてやることしかできない。学校全部の行事もできないのではないか。政治は今後10年、20年先の未来を見据えた形を考える必要があると思っている。そういった意味で皆さんがこの案に納得しているのであればそれ以上言う気もない。市民の皆さんの要望で、何度もワークショップ等を重ねてきていると思うのでこれ以上は言わないが、この数値や比較検討については恣意的に行われている印象を受ける。これを10年、20年先に活用する時のことについて皆さんがどのように考えているのか、もう一度考えていただきたい。この方向になっていることについて、これ以上意見はしないが、ただ本当にこれでいいのか。後から付け足すことはできない。幡多の中心の四万十市が周辺市町村に示す政治的な意味についてどのように考えるのか。皆さんが考えていただきたいと思う。

【意見：西尾委員】

席数については850か1,000かだけで、話の論点がそちらになっていったのがおかしいのではないかとと思っている。市民からの意見では500でよい、1,200がよい等、色々な意見がある。ここにしかない特徴的な施設という視点で席数は考えていくべきではないかという意見もある。その中で、850か1,000の二者というのがおかしい論点にすり替わっていったのではないかと。個人的には今からでも可能であれば「850か1,000か」ではないところで、もう一度考えてもらえればと思う。

【意見：宮崎議長】

850に誘導するために、850か1,000かの議論になっているのではないかと、ということ。

【意見：西尾委員】

そう。その二つの比較になってしまった。個人的に、論点はその二つになったことがおかしいのではないかと思う。

【意見：宮崎議長】

もともと850ありきの話のような気がする。

【意見：安岡委員】

今回行政視察で2ヶ所のホールを視察し、広大な土地の中に、市民が憩える色々な設えのある施設を見学した。地域や企業を入れながら、ということだった。

一つは、今の整備地域ではスペースが限られており、その中で造るとなると色々な意見があると思うが、このような内容なのかなとも思う。市民ニーズを考えると議長の指摘も感じないことはないが、どこかに落とし所を作らないといけない中で一つはスペースの問題があると思う。

また、私も色々な所で、大きなホールで世界の様々な芸術を鑑賞する取組について聞いたことがある。確かに規模が大きければ色々できると思うが、今後の維持について考えると大きなものを維持していくのは実際には大変ではないかという気はしている。そのあたりを総合的に考えていくと、こういうものかなという気はする。元から見直すとなるとスペースも考えなくてはいけない、という事も出て来る

と思うので。

【質疑：西尾委員】

確認だが、席数の最終決定はいつ頃になるか決まっているのか。

【答弁：山本副参事】

2～3年前から出てきた1,000席と去年出てきた850席の比較であるが、小・中学校の学校総見や成人式でも使えること。今の文化センターと同等以上の規模。また、近隣施設の利用状況等や市民利用の利便性を考慮して850という一定のラインを決めて比較検討してきた。そのように比較検討するということがあったので、今回1,000席程度と850席程度で比較検討した結果をご報告させていただいた。

これから詳細設計に入るについては、席の快適性やホールの機能等向上、複合施設としての諸室とのバランスを一緒に考えていく。800や850といったところがラインになると思うが、基本設計の中で細かい数字は考えていきたい。基本設計は今年度策定のため、その中で詳しい数字が出て来ると思う。決まった段階で報告させていただくが、現状では概ね800から850の中になると考えており、それを今年度詰めていく事になる。

●次に、平成29年度財務書類について報告を受けた。

【説明：町田財政課長】

作成基準日は平成30年3月31日である。地方公共団体に設けられている出納整理期間の収支については、企業会計同様に基準日までに終了したものとみなして取り扱っている。また、作成対象範囲は市が直接お金を出し入れする全体財務書類（一般会計、特別会計等）と、これに一部事務組合（市が構成団体として負担金を支出）や第3セクター等（市が出資）を合わせて、市全体の財務状況を把握する連結財務書類の二種類がある。ただし、簡易水道事業会計・下水道事業会計・農業集落排水事業会計については、現在公営企業（法適用化）への移行作業中のため、今回の財務書類には含めておらず来年度以降の整備となる。

以降、説明していく書類は一般会計等についてまとめたものである。

まず貸借対照表であるが、これは会計年度末に四万十市が行政サービスを提供するために保有している資産と、その資産を取得するためにどのような財源で賄ってきたかを表したもので、財産や負債の状況を示すものである。資産の部では、29年度末資産合計は782億900万円で、対前年比9億3,200万円の減となっている。変動の大きな要因は、事業用資産・インフラ資産の減少によるもので、大用中学校等の改築等で取得した資産もあったが、全体的に償却資産が多く全体での資産減少となった。また負債の部では、地方債償還額が新規発行を上回ったため、負債合計が対前年比5億6,500万円の減となっている。

詳細に内容を見ると、資産の部の「事業用資産」は庁舎や学校・保育所等の建物に関するもので、取得よりも償却が多かったため2億8,800万円余の減となった。また「インフラ資産」は道路等に関するもので、新規整備より償却が上回り4億円程度の減となった。そのため、これらが原因となり市で蓄積してきた資産の減少に繋がっている。また固定資産中の「基金」は、財政調整基金等を除く（減災基金は含む）特定目的基金の総額で、51億7,600万円。流動資産中の「基金」は全体で7億1,000万円となった（財政調整基金約5億8,900万円を含む）。

負債の部では、固定負債中の「地方債」が238億5,200万円、流動負債中の「1年内償還予定地方債（翌年の平成30年度中に予定する地方債）」が22億5,600万円で、両者を合わせたものが一般的に地

方債と呼ばれ市の借金に相当する。これに退職手当引当金（一般職約 400 名が一斉に退職した場合の退職金）34 億 9,700 万円等を合計して、負債合計は 300 億 1,800 万円となり、資産合計から負債合計を差し引くと、これまでの行政活動によって 481 億 9,100 万円の純資産を形成してきたことがわかる。しかし一方で、施設老朽化等により施設更新よりも償却の方が大きいという内容も読み取れる。

次に行政コスト計算書であるが、これは資産の取得に結びつかない行政サービスに係る支出と、そのサービスの対価として得られた収入を表したものである（民間の損益計算書に相当）。物件費・維持補修費の増加により業務費用が 6 億 8,200 万円の増となった一方、臨時福祉給付費の終了や生活保護費の減少等により移転費用が 2 億 3,700 万円の減となり、経常費用は対前年比 4 億 4,400 万円の増。最終的な純行政コストは 186 億 1,100 万円で、受益者負担金（施設使用料や各種手数料等）以外の市税・地方交付税・各種補助金等で賄わなければならない“赤字”を示す表となっている。また、この純行政コストは維持補修費や社会保障給付費の増加により年々増加傾向にあり、29 年度は対前年比 3 億 8,400 万円増。「経常収支比率が 100 に近づくほど財政が硬直化する」と言われるが、これに類するもので、財源を経常経費に充当すると投資設計にまわせず新たな資産形成ができないこととなるため、常に事業の見直しや施設の統廃合に取り組み、将来的にも経常経費の抑制に努めていきたいと考えている。

次に純資産変動計算書であるが、これは純資産が 1 年間でどのような要因で変動したかを表したものである。前年度末純資産残高は 485 億 5,800 万円で、純行政コスト 186 億 1,100 万円に税収等の財源 182 億 4,400 万円を充てると、本年度差額は 3 億 6,700 万円のマイナスとなっている。昨年に続き不足している状況で、不足分は基金等の過去の蓄積を削って充て、29 年度は減債基金 1 億円を取り崩した。この結果、本年度末純資産高は昨年度末純資産残高より減少し、481 億 9,100 万円となっている。

次に資金収支計算書であるが、これは経常経費に係る「業務活動収支」、資産形成に係る「投資活動収支」、起債の償還と新規借入に係る「財務活動収支」の三区分に分け、現金が 1 年間でどのように変化したかを表すものである。前年度末資金残高 1 億 6,500 万円に対し、本年度末は 7,200 万円減の 9,300 万円。これに歳計外現金残高を合わせると、平成 30 年 3 月 31 日時点での現金預金残高は 2 億 8,900 万円で、貸借対照表の資産の部「現金預金」欄と合致している。

以上が主な書類の説明であるが、これらについて解りやすく示すことが昨年の課題であった。そこで、今年度は県内他市（宿毛市・香南市・高知市）と比較分析を行った。

まず、資産形成度（将来世代に残る資産の程度）については、住民一人当たり資産額が 227 万円。歳入額対資産比率（道路等これまでに形成された資産の整備度合いを示すもので、歳入の何年分に相当するか）は 3.47 年で、概ね他市と同様の状況である（当市の普通会計単年度歳入額を 220 億円で計算）。また、有形固定資産原価償却率は 65.9 パーセントで年々増加している（27 年度 64.3、28 年度 65.1）。100 パーセントに近いほど施設が老朽化していることを示すもので、他市と比べて非常に高い。今後も修繕・更新等が出てきて、他市より将来負担があることが読み取れる。

次に世代間公平性（将来世代と現役世代との負担バランス）については、純資産比率が 61.6 パーセント。純資産の増加は将来世代の利用可能な資源を蓄積したことを表すため、これが高いほど将来負担が少ないこととなる。他市は 68.3 パーセント、77.3 パーセント、62.5 パーセントである。また、将来世代負担比率では 25.0 パーセント。将来に償還が必要な負債割合を表しており、これが低いほど将来負担が少ないこととなる。これについては、香南市・高知市と同等の状況となった。

次に持続可能性（財政の健全性等）については、負債総額約 300 億円を住民一人当たりで計算すると 87 万円。後年度交付税措置される臨時財政対策債等も負債額に含んで計算するもので、現時点では他市

より多い状況である。先ほど説明した将来世代負担比率は、将来の実質負担に係るもののみを負債額を捉えて計算（後年度に交付税措置されるものを除いて計算）しているため、算出方法が異なる点については今後工夫していきたい。また、基礎的財政収支は5億8,400万円の黒字である。プライマリーバランスとも呼ばれ、地方債等の元利償還金額を除いた歳出と地方債発行収入を除いた歳入のバランスを表し、経常経費の収入を投資的経費に充てていないということがわかる。

以上が主な内容であるが、これらから読み取れることは、本市は全体的に施設の老朽化が進んでおり、今後コストがかかってくると危惧される。新規大規模事業も控えており、何らかの形で財政的に抑制措置をしていかなければならないと考えている。

質疑なし。

■次にその他の案件について協議を行った。

●ゴルフ場利用税の現行制度堅持に関する要望活動について協議を行った。

— 小休中 —

— 正 会 —

全国市議会議長会の主旨に基づき、地元選出国會議員に対して要望活動を行うこととした。

— 小休中 —

■事務局より連絡事項

- ・12月定例会の想定日程について連絡した。
- ・年末調整について周知した。
- ・住民と議会との懇談会の記録の提出期限等について連絡した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。